

# 部落差別問題

みなさんは、部落差別は昔のことで、  
今はもうなくなりましたか？

## 結婚・就職などにおける差別・差別につながる身元調査

- 被差別部落出身であることを理由に結婚に反対されたり、就職において不利な取扱いを受けたりする。
- 出身地を調べ、特定の地区が被差別部落かどうか調査をする。

などの差別事象は、いまだ見られます。

最近では、インターネット上において、特定の地域やその住民・出身者などを誹謗中傷する差別書き込み、特定の地名を名指しで差別する説明や写真、動画を掲載するなど差別を助長する行為が発生しています。

差別はなくなっておらず、むしろ見えにくくなることで、一層複雑化、悪質化しています。



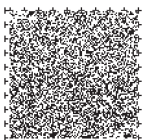
部落差別問題は現在もなお身近な問題として起きているのです。

国は、解決にむけて「部落差別の解消の推進に関する法律」をつくりました。

差別や偏見に基づくこうした行動は、

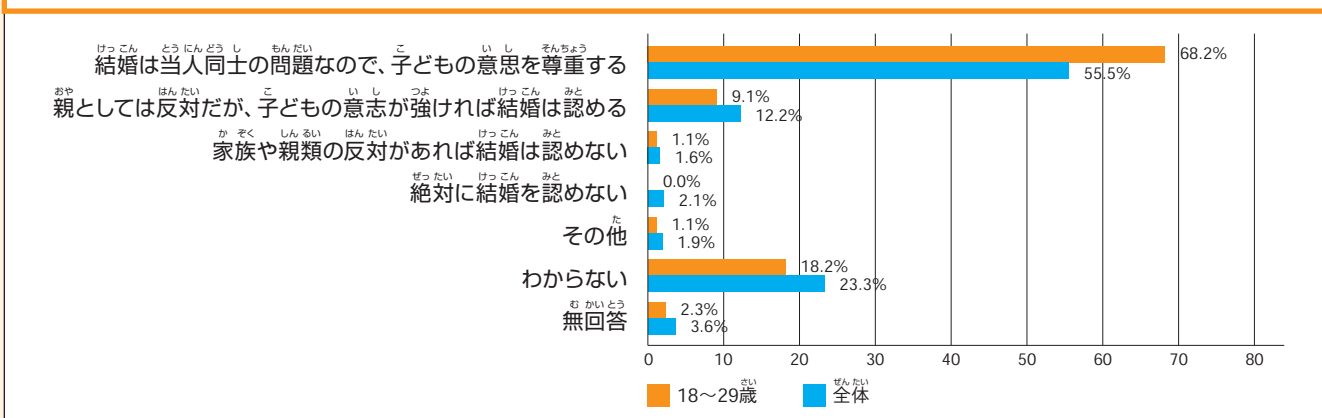
他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、

決して許されません。



## ●自分の子が結婚しようとした際の自身の態度

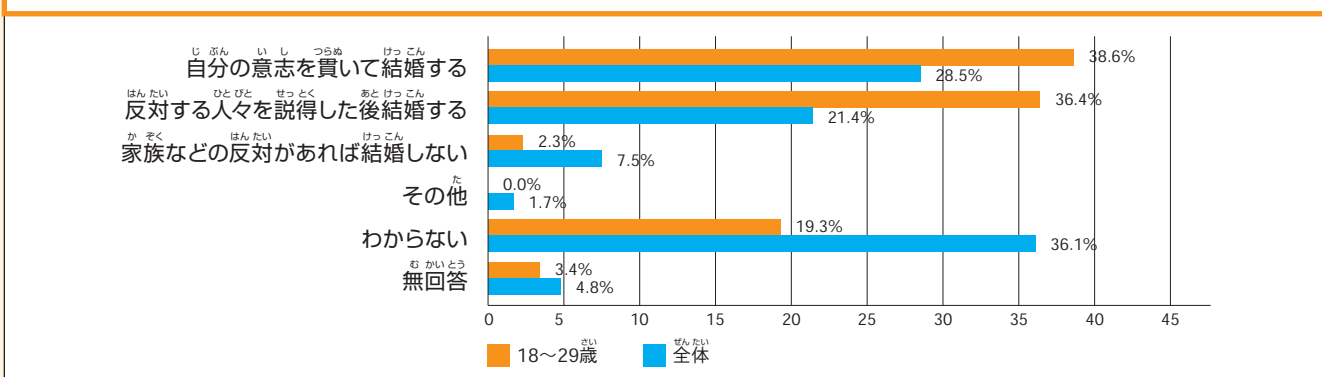
Q あなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとしたとき、あなたはどのようにしますか



若年層の回答からは、誰と結婚するかは当事者が決めるという考えがいちばん多いことがわかります。また、「絶対に結婚を認めない」が0%だったことに希望を感じます。

## ●自身が結婚しようとした際の態度

Q あなたが同和地区の人と結婚しようとしたときに家族や親類から反対を受けた場合どうしますか

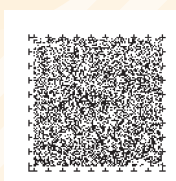


若年層の回答を見ると、8割近くの人が「自分の意志を貫く」「反対する人々を説得する」を選び、自分たちの力で差別を乗り越えようとしていることがわかります。

このような結果は、これまでの部落差別問題をなくす教育や啓発活動の成果であり、「差別をなくす」という市民の意識が広がってきていることが見えます。

しかし、「結婚しない」「わからない」と回答する人も一定数いることから、部落差別はなくなったとはいえません。

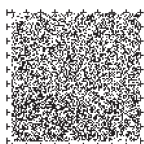
このことから、部落差別の解消を推進するには、今後も教育や啓発が重要であるといえます。



# ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ そう りつ ねん むか 全九州水平社創立100年を迎えて

## じん けん しゃ かい そう そう ぶ らく かい ほう うん どう せい か れき し 人権社会創造への部落解放運動の成果の歴史

せい れき ねん ごう 西暦(年号)	ぶ らく さ べつ かいしゅう おゆ 部落差別解消への歩み
1871年 (明治4年)	かい ほう れい <b>解放令</b> めい じ せい ねん 明治政府が公布した「解放令」によって、封建的な身分制度は廃止されたが、差別意識の解消には結びつかなかった。
1922年 (大正11年)	ぜん くに すい へい しゃ そう りつ きょう と <b>全国水平社創立(京都)</b> 3月3日部落差別に苦しむ人々が自ら声を上げ、差別からの解放をめざして創立。
1923年 (大正12年)	ぜん きゅうしゅうすい へい しゃ そう りつ ぶく おか <b>全九州水平社創立(福岡)</b> 5月1日九州地区においても水平社創立の機運が高まり、福岡市東公園にあった、博多座において創立。 <b>福岡県水平社創立(飯塚)</b> 7月1日九州各県に水平社が創立され、福岡県でも旧飯塚町嘉穂公会堂にて創立。 飯塚市出身柴田啓蔵により「水平歌(解放歌)」が作られる。
1947年 (昭和22年)	に ほん くに けん ぽう し ころ <b>日本国憲法の施行</b> き ほん てき じん けん ぞん じょう かが 基本的人権の尊重を掲げた。
1963年 (昭和38年)	きょう かく しょ む しょう かが ばじ <b>教科書無償化が始まる</b> きょう かく しょ む しょう かが ちと どりみ ひ さ べつ ぶら かく ほ こ しゃ よう ぎゅう ばじ れん たい ひろ 教科書無償化を求める取組は、被差別部落の保護者の要求から始まり、連帯の広がりによって法律が制定された。
1965年 (昭和40年)	どう わ たい さく しん ぎ かい どう しん <b>「同和对策審議会」答申</b> ぶ らく さ べつ かいしゅう くに せき む こく みてき かい どう しん 部落差別の解消は国の責務であり国民的課題であると答申された。
1969年 (昭和44年)	どう わ たい さく じ ぎょう とく べつ そ ち ほう ころ ぶ <b>「同和对策事業特別措置法」公布</b> ぶ らく さ べつ かいしゅう くに ち ほう ころ ぎょう だん たい せき む さだ じ ぎょう じつ し ほう りつ せい てい 部落差別解消のための国と地方公共団体の責務を定め事業を実施するための法律が制定された。 7月に「同和对策事業特別措置法」が制定されたことから、福岡県は、昭和56年に毎年7月を「福岡県同和問題啓発強調月間」と定め、県内各市町村においてさまざまな啓発事業を実施している。
1973年 (昭和48年)	ぜん くに とう いてい ほう じょう し せい てい <b>全国統一応募用紙制定</b> ぜん くに かく ち ひん ぽつ しゅう じょく さ べつ じ けん たい さ べつ てい ほう じょう とう 全国各地で頻発した就職差別事件に対する差別撤廃運動により制定された。
1975年 (昭和50年)	ぶ らく ち めい そう かん じ けん ぱっ かく <b>部落地名総鑑事件が発覚</b> きぎょう さい よう さ べつ じ けん ぱっ かく 企業による採用差別事件が発覚した。
1996年 (平成8年)	ち いき かい ぜん たい さく きょう ぎ かい い けん く しん <b>「地域改善対策協議会意見具申」</b> さ べつ い せき かいしゅう む じん けん ぎょう いく けい ぱつ すい しん 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進することを提言した。
2000年 (平成12年)	じん けん ぎょう いく およ じん けん けい ぱつ すい しん かん ほう りつ し ころ <b>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</b>
2016年 (平成28年)	ぶ らく さ べつ かいしゅう すい しん かん ほう りつ し ころ <b>「部落差別の解消の推進に関する法律」施行</b>
2018年 (平成30年)	いい づか し ぶ らく さ べつ さ べつ かいしゅう すい しん かん じょう れい し ころ <b>「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」施行</b>
2019年 (平成31年)	ふく おか けん ぶ らく さ べつ かいしゅう すい しん かん じょう れい し ころ <b>「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」施行</b>



さ べつ くる ひと ひと みすか ちから さ べつ  
差別に苦しめられてきた人々は、自らの力で差別を  
なくしていくための努力を続けてきました。



ぜん こく すい へい しゃ      ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ  
**全国水平社から全九州水平社へ**

すい へい しゃ せん げん      り ねん      ぜん こく てき ひろ      きゅうしゅう ち く  
 水平社宣言の理念は全国的な広がりを見せ、九州地区におい  
 ても水平社創立の機運が高まりました。

1923 (大正12) 年に「解放の父」と言われた松本治一郎が  
 初代執行委員長となり、福岡市の東公園にあった博多座を会場  
 として、全九州水平社創立大会が開催されました。

その後、九州各地で水平社が創立され、同年福岡県水平社が  
 旧飯塚町で創立されました。



ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ そう りつ たい かい      ねん しゅう しん  
 全九州水平社創立大会記念写真  
 (出典) 水平社博物館

ぜん きゅうしゅう すい へい しゃ      そう りつ      じん りょく  
**全九州水平社創立に尽力**

いい づか し し      ざん ころ  
 (飯塚市誌より参考)



しば た けい ぞう  
**柴田 啓蔵**

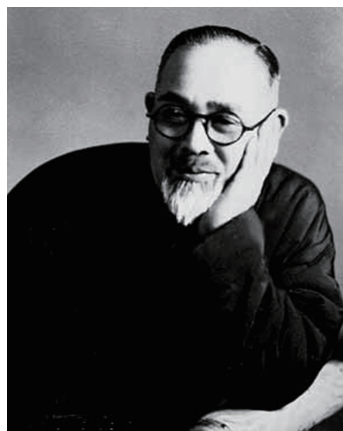
しゅってん もり やま せん い ち きょう ちよ  
 (出典) 森山沾一 共 著  
 じゅん ぎ ほし かがや  
 『殉義の星と輝かん』

飯塚市にも水平社の活動に尽力した人がいます。  
 当時、旧制松山高校1年在学の柴田啓蔵(鎮西村出身 嘉穂  
 中学卒業)は全国水平社創立大会に強く影響され、直ちに飯  
 塚へ帰省し、鎮西村を中心に水平社の宣伝活動をはじめまし  
 た。九州最初の水平運動宣伝といえます。

その後、松本治一郎に全九州水平社委員長就任を要請しま  
 した。全国水平社創立の翌年2月に全九州水平社創立準備会  
 を発足させ、5月1日を創立大会の日とし、実質的な全九州水  
 平社の発足となりました。

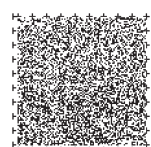


もり やま せん い ち し ころ えん かい し り ょう      てん さい  
 「森山沾一氏講演会資料より転載」



まつ もと じ い ち ろう  
**松本 治一郎**

ぶ らく かい ほう ちち  
 部落解放の父といわれる  
 ぶ らく かい ほう どう めい ちゅう おう ほん ぶ      てん さい  
 「部落解放同盟中央本部HPより転載」



# 1. 部落差別をなくすことは、法律・条例に

定められた国の責務であり、国民の課題です。

日本初の人権宣言といわれる「水平社宣言」が出されて100年が経ちました。

「人権」は誰もがもっている幸せになる権利であり、日本国憲法で保障されています。

この100年の間、差別のない社会実現のため、さまざまな運動が行われてきました。

2016 (平成28) 年「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」(要約)

第1条には「現在もなお部落差別が存在する」「部落差別は許されないものである」

「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」

と明記されています。

飯塚市においても、2018 (平成30) 年4月に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行しました

## 「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」(抜粋)

### 第1条(目的)

部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、差別のないまちづくりを実現することを目的とします。

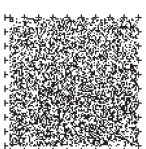
### 第2条(市の責務)

行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めます。

### 第3条(市民の責務)

市民は、お互いの人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力します。

これにより、部落差別をはじめ障がいのある人、外国人への差別などあらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めています。



## 2. 部落差別をなくすために私たちにできること

### ■ 正しい知識をもちましょう

インターネット上にはさまざまな情報があふれています。しかし、その中には、根拠のないうわさ話や誹謗中傷などがみられることも事実です。

これらの情報に対して、私たちは正しく見極め適切に判断するための知識をもつことが大切です。

そのためにも、地域や職場で開催される人権問題の講演会や研修会に積極的に参加して学び続けていきましょう。



### ■ あなたがもし差別に直面したら？

身近なところで差別が起こり、そのおかしさに気づくことができたとき、あなたはどんな行動をとりますか？

何もしない、見て見ぬふりをすることは

差別をしたことと同じです。

「それっておかしくない？」と、あなたの気づきを伝えてみませんか？

そのための知識と勇気をぜひもちたいですね。

差別をする人を非難するだけでは、世の中から差別はなくなっていきません。

「どうしてそう思うの？」と尋ねながらその人の考えを知り、あなたが正しいと思う

考えを丁寧に伝えていきましょう。

「差別の根っこを取りのぞく」という視点をもつことが大切です。

